#### 市町村に提出する

# 給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書

#### 目 次

1.	ま と め	1
2.	給与支払報告書(個人別明細書)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3.	給与支払報告書(総括表)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4.	給与支払報告 特別 徴収に係る給与所得者異動届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5.	市町村所在地一覧表 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9

#### ―給与支払報告書の提出範囲について―

個人住民税の給与支払報告書は所得税の源泉徴収票と提出範囲が異なり、<u>前年中に給与等を支払ったすべての従業員等(パート・アルバイト、役員等を含む。)について、</u>次のとおり翌年1月31日※までに提出してください。

- ※1月31日が土曜日・日曜日の場合は、2月第1月曜日が提出期限となります。
- 在職者[すべての従業員等]…翌年1月1日現在の従業員等住所地市町村に提出
- 退職者[前年支払額30万円超]…退職日現在の従業員等住所地市町村に提出

#### ―個人住民税等の特別徴収(給与からの差し引き)について―

翌年4月1日現在に在職する従業員等(パート・アルバイト、役員等を含む。)の<u>給与所得に対する個人住民税等(市町村民税・道府県民税・森林環境税)は、法令により特別徴収(給与からの差し引き)が義務付けられていますので、特別徴収の徹底にご協力をお願いします。</u>※普通徴収(個人納付)の対象は、翌年3月31日までの退職者や、毎月給与の支払がない従業員等に限られます。

#### --電子申告(eLTAX)による給与支払報告書及び源泉徴収票の一括提出について--

電子申告(eLTAX)を利用して個人住民税の給与支払報告書と所得税の源泉徴収票を同時作成・一括送信することで、給与支払報告書は従業員等の住所地市町村に、源泉徴収票は給与支払者の所轄税務署にそれぞれ提出できますので、電子申告(eLTAX)による提出をお願いします。

※基準年(前々年)に提出すべき所得税の源泉徴収票の枚数が100枚以上の場合は、電子申告(eLTAX)等により給与支払報告書を提出する義務があります。

滋 賀 県、兵 庫 県 京 都 府、奈 良 県 市・町・村 大 阪 府、和歌山県

## 1. ま と め

この手引書は、個人住民税の基礎資料となる給与支払報告書等の作成方法や提出方法をまとめたもので、市町村へ提出していただく調書は次のとおりとなります。

なお、給与支払報告書の入手場所については、市町村へお問い合わせください。

※個人住民税の給与支払報告書は所得税の源泉徴収票と提出範囲が異なり、<u>前年中に給与等を支払</u>ったすべての従業員等(パート・アルバイト、役員等を含む。)について、提出が必要です。

調書の種類	提出が必要となる場合	提出先	提出期限
給 与 支 払 報 告 書 (個人別明細書)	令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に、俸給、給料、賃金、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金その他これらの性質を有する給与を支払った場合 当該給与の受給者分(市町村提出用1枚を提出してください。)	受給者の令和8年1月1日 現在の住所地の市町村の担 当課へ提出してください。 提出先市町村の所在地は	令和8年 2月2日(月)
給 与 支 払 報 告 書 (総 括 表)	上記、個人別明細書を提出していただく場合 (提出する市町村別に1枚ずつ添付してください。) なお、市町村によっては、葉書等で送付する場 合がありますので、それを利用してください。	「5. 市町村所在地一覧 表」(9~14ページ) に記 載してあります。	まで
給与支払報告 特別徴収 給与所得者異動届出書 給与支払報告に係る 異動届出書と特別徴 収に係る異動届出書 が同じ様式になって います。	①個人別明細書を提出後、転勤、退職等の理由 によって給与の支払を受けなくなった場合 ②特別徴収税額のある方が、転勤、退職等の理 由によって給与の支払を受けなくなった場合	給与の支払を受けなっ た受給者の住所地の市が を受給者の住所地のでくなっ が担当課へ提出しての所在地 は「5. 市町村一ジ) は「5. 市町村一ジ) であります。 なお、令和7年1月1日の住所が 会をもり関係市町村へ が異なる々の関係市町村へ 提出してください。	異動があっ た月の翌月 10日まで

## 2. 給与支払報告書(個人別明細書)

- ① 提出期限…… 令和8年2月2日(月)
- ② 提出 先………受給者の令和8年1月1日現在の住所地の市町村へ提出してください。 提出先市町村の所在地は「5. 市町村所在地一覧表|(9~14ページ)に記載してあります。
- ③ **書き方……**給与支払報告書(個人別明細書)は、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票 と規格・様式を統一して、複写により同時に作成できる仕組みとなっています。

国税庁ホームページの「令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照のうえ、以下の事項に留意して記載してください。

※所得税法の改正により、令和9年1月1日以後、市町村長に給与支払報告書を提出した場合、 税務署長へ源泉徴収票を提出したものとみなされることとなりました。これにより、令和8年 分(住民税は令和9年度)以降、税務署が送付する年末調整関係書類に、給与所得の源泉徴収 票は同封されません。

#### 〈「摘要」欄の記載における留意事項〉

○前年中途就職者である場合

前職給与等を通算して年末調整された場合は、前職給与支払者の名称・所在地・退職年月日・ 支払金額・源泉徴収税額・社会保険料等を、記載例を参考に記載してください。

- ※「中途就・退職|欄にも、該当区分に「○|及び就職日を記載してください。
- ○同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)が障害者である場合

同一生計配偶者が、障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、氏名・同一生 計配偶者である旨を記載してください。

- ※「障害者の数」欄にも、障害者である同一生計配偶者の人数を含めて記載してください。
- ○租税条約に基づいて源泉所得税等の免除を受ける場合

租税条約による教授等又は学生・事業修習者等の免税の対象となる給与等を居住者に支払った場合は、従業員等から提出された租税条約に関する届出書を基に、免税対象額・該当条項「○○条約○○条該当」を記載してください。

※従業員等の「住所又は居所」欄には外国における住所を、「支払金額」欄には免税対象額も含

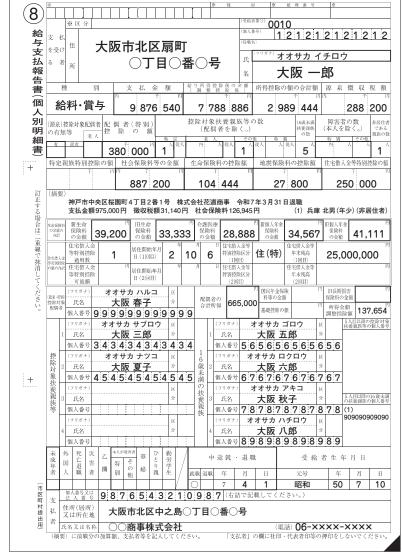
めて、外国人の場合は「外国人」欄に「○」を、それぞれ記載してください。

- ○特定親族特別控除がある場合は、各人の控除額及び合計所得金額又はその見積額を記載してください。
- ○控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合は、扶養親族等の氏名を記載(16歳未満の場合は氏名の後に「(年少)」を記載)し、氏名の前には括弧書きの数字を付してください。
- ○所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、対象となる同一生計配偶者又は 扶養親族の氏名等を記載してください。
  - ただし、「(源泉・特別) 控除対象配偶者」欄・「控除対象扶養親族等」欄・「16歳未満の扶養親族」欄に対象となる同一生計配偶者又は扶養親族等の氏名を記載した場合は、記載を省略できます。
- ○退職手当等の支払を受ける配偶者(合計所得金額133万円以下の者に限る)又は扶養親族がいる場合は、その者の氏名、配偶者又は扶養親族である旨、生年月日、住所及び合計所得金額の見積額を記載するとともに、その者が障害者又は特別障害者である場合、非居住者である場合にはそれぞれその旨を、納税者が寡婦又はひとり親である場合にはその旨を記載し、氏名の前には(退)を付してください。

#### 〈控除対象配偶者・扶養親族等に関する各欄の記載における留意事項〉

- ○「(源泉・特別) 控除対象配偶者」・「控除対象扶養親族等」・「16歳未満の扶養親族」について、該当の欄にそれぞれ個人番号を記載するとともに、「区分」欄に特定親族の場合はP15(2)の表により、非居住者の場合は下記の要領により該当する数字を記載してください。
- ○「5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号」欄には、5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号を記載し、個人番号の前には「摘要」の欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名との対応関係が分かるようにしてください。
- ○「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族及び 退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の個人番号を記載し、個人番号の前には「摘要」 の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字又は(退)を付し、氏名との対応関係が分か るようにしてください。

記載例



#### 「区分」欄の記載要領

(源泉・特別) 控除対象配偶者 及び16歳未満の扶養親族

記載	該当要件区分
空欄	居住者
0	非居住者

#### 控除対象扶養親族等(特定親族除く)

記載	該当要件区分
空欄	居住者
01	非居住者(30歳未満又は70 歳以上)
02	非居住者(30歳以上70歳未 満、留学生)
03	非居住者(30歳以上70歳未 満、障害者)
04	非居住者(30歳以上70歳未 満、38万円以上送金)
04	非居住者(30歳以上70歳未

※ 上記02~04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

※ 特定親族はP15(2)を参照してください。

#### で記述の場合 でご注意

### 3. 給与支払報告書(総括表)

給与支払報告書(個人別明細書)を市町村に提出する場合には、そのまとめとして、提出する市町村ごとに、この総括表を1枚ずつ添付して提出してください。

書き方……次により□枠内に記載してください。

#### (ア) 「提出日」 欄

提出年月日を記載してください。なお、再提出する場合は「1. 追加」「2. 訂正」のいずれかの番号を□枠に記載してください。

#### (イ) 「給与の支払期間」欄

報告人員に給与を支払った期間を記載してください。

#### (ウ) 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄

給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、 左側を1文字空けて右詰めで記載してください。

#### (エ) 「給与支払者の名称又は氏名」欄

給与支払者が法人である場合には名称を、個人である場合には氏名を記載してください。また、 フリガナはカタカナで記載してください。

#### (オ) 「所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称」欄

給与所得について所得税を源泉徴収している事務所又は事業所の名称を記載してください。

#### (カ) 「同上の所在地」欄

(オ)の事務所又は事業所の所在地を町名、番地等まで正確に記載してください。また、フリガナ及び郵便番号をそれぞれの欄に記載してください。

#### (キ) 「特別徴収関係書類の送付先」欄

(オ)の事務所又は事業所に関する関係書類の送付先が所在地と異なる場合に、送付先として町名、番地等まで正確に記載してください。

#### ② 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄

代表者の氏名(給与支払者が国の機関であるときは、経理責任者の職、氏名)を記載してください。

#### (ケ) 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄

この報告書について応答できる方の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。

#### (コ) 「関与税理士等の氏名、所在地及び電話番号」欄

関与税理士等へ依頼される場合は、関与税理士等の氏名、所在地及び電話番号を記載してください。

#### (世) 「指定番号(給与支払者番号)」 欄

市町村から通知を受けた、令和7年度特別徴収義務者指定番号を記載してください。新規に該当するため指定番号がない場合は「1.新規」の番号を□枠に記載してください。

#### (シ) 「事業種目」欄

事業内容について記載してください。例えば、百貨店、建設業、不動産業、化粧品販売業等。

#### (ス) 「受給者総人員」欄

令和8年1月1日現在において給与の支払をする事務所又は事業所から、給与の支払を受けている者の在職者総人数(令和7年中の退職者を除く。)を記載してください。

#### (セ) 「報告人員」欄

提出先の市町村に「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する人数を、特別徴収:住民税等を給与から差し引きする人〔在職者〕、普通徴収:住民税等を給与から差し引きできない人〔退職者・退職予定者、乙欄・その他〕に分けて記載してください。

※在職者は、パート・アルバイト、役員等を含め、すべて特別徴収の対象となります。

#### (ソ) 「所轄税務署」欄

所得税の源泉徴収を行っている事務所又は事業所を管轄する税務署名を記載してください。

#### 「給与の支払の方法及びその期日 | 欄

給与の支払方法を月給、週給、日給等の別と、その支払期日を毎月30日、毎週土曜日、毎日の ように記載してください。

#### 「特別徴収納入書 必要・不要」欄

特別徴収(給与から差し引き)する住民税等について、納入書を使用して納める場合は 「1. 必要」を、eLTAX地方税共通納税システムや金融機関等の納入サービス(インターネッ トバンキング等)を使用し納入書を使用しない場合は「2. 不要」の番号を□枠に記載してくだ

#### 記載例 受 付 印 指定番号 (給与支払者番号) (8)給与支払報告書(総括表) 777777 大阪 市町村長 新規以外の場合は指定番号を記入し 令和 8 4 1 1 27 1 1.追加 → Н 1.新規の場合は「1」を記入 → 令和 7 年 1 月分から 12 月分まで 給与の支払期間 給与支払者の個人 9:8 7 6 5:4 3 2 1:0 9 8 7 (右詰めで記入してください。) ○○ショウジカブシキカイシャ フリガナ 事業種目 各種 商品小売 受給者総人目 678 給与支払者の ○○商事株式会社 名称又は氏名 特別徴収 住民税等を給与か 差し引きする人 511 所得税の源泉徴収 をしている事務所 又は事業所の名称 同上 9 フリガナ オオサカシキタクナカノシマ 普通徴収 住民税等を必り 530-0005 差し引きできない 同上の所在地 乙棚 大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号 0 ₹ 541-0055 特別徵収関係 書類の送付先 大阪市中央区船場中央 520 21 (送付先の新規設定・変 更がある場合のみ記入) ○丁目○番○号 給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名 大阪 一郎 税務署 大阪 斤轄 税 務 署 総務課給与係 月給 毎月25日 連絡者の氏名、 所属課、係名 及び電話番号 フリガナ ヨドガワ イチロウ 1.必要 納入書を 使用して納入 民秘等を特別衛島 淀川 一郎 2 電話番号 $06-x \times x \times -x \times x$ 梅田 太郎 関与税理十等の 大阪市北区梅田 丁目 □□税理士事務所 06-

注) 給与支払報告書(個人別明細書) につけて1月31日までに提出してください。

- 1月3日が土曜日・日曜日の場合は、2月第1月曜日が提出期限となります。 側人事業主の方は、側人番号を記入してください。本表を提出する際は、番号及び本人確認書類の提示又は提出(確
- 注)側人事業主の方は、個人音号を記入してください。本表を提出する際は、番号及び本人権認書類の提示人は提出(維認書類又はその写し)が必要です。
  注)普通徴収として給与支払報告書を提出する場合は、普通徴収切替理由書を使用する等、提出先各市町村の提出方法を確認してください。
  注)訂正する場合は工業線で抹消してください。
  注)番号記入箇所は該当する番号を記入してください。

# 個人住民税等の普通徴収への切り替え等について

個人住民税等の特別徴収(給与からの差し引き)について、従業員等を雇用する事業主(給与支払 者)は、毎年4月1日現在において在職するすべての従業員等(パート・アルバイト、役員等を含み ます。)について、所得税の源泉徴収と同様に毎月従業員等に支払う給与から個人住民税等を差し引 いて、市町村へ納入していただくことになっています。ただし、特別徴収できない理由に当てはまる 従業員等は、普通徴収(個人で納付)とすることができます。普通徴収とすることができる条件等に ついては、15ページをご覧ください。(給与支払者や従業員等の意思により普通徴収とすることはで きませんので、ご注意ください。)

# 4. 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、一つの様式で「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」と「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」とを兼ねています。

したがいまして、令和7年1月1日と令和8年1月1日現在の住所が異なる場合を除いては、この 届出書を1部提出していただくことにより両方の異動届となります。

なお、給与所得者が退職した場合、特別徴収税額のうち給与から差し引けなくなった税額を退職金などから差し引いて納める制度(6ページの(オ)欄参照)が設けられていますが、この制度を適用される場合も、この届出書によって行うことになります。

- ① 提出しなければならない方………令和8年1月1日以後、退職、転勤等の理由により給与の 支払を受けなくなった方。
  - ※ 給与の支払を受ける方について、住所のみの異動があった場合の届出は不要です。
- ② 提出先……給与の支払を受けなくなった受給者の住所地の市町村へ提出してください。 提出先市町村の所在地は「5. 市町村所在地一覧表」(9~14ページ)に記載してあります。 なお、給与の支払を受けなくなった方のうち、令和7年度の特別徴収税額のある方で、令和7年 1月1日と令和8年1月1日の住所地が異なる場合は、令和7年1月1日の住所地の市町村へは、 特別徴収に係る給与所得者異動届出書を、令和8年1月1日の住所地の市町村へは、給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書をそれぞれ提出してください。
- ③ 提出期限………異動があった月の翌月10日まで。
- ④ 書き方………次により記載してください。
  - (ア) 太線で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
  - (イ) 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄
    - (1) 「所在地」・「名称」・「個人番号又は法人番号」欄

給与の支払者の所在地、名称及び個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人 番号を記載する場合は、左側を1文字空けて右詰めで記載してください。

(2) 「担当者」欄

この届出書について応答できる方の氏名及び課、係名と電話番号を記載してください。

(3) 7年度、8年度の「特別徴収指定番号」欄、「宛名番号」欄

7年度、8年度欄にそれぞれ市町村から通知を受けた特別徴収義務者指定番号及び特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)に記載している宛名番号を記載してください。

- (ウ) 「給与所得者」欄
  - (1) 「氏名| 欄

姓名とも正確に、また、結婚等により姓が変わった場合には、新姓も記載してください。

(2) | **生年月日**] 欄

生年月日を記載してください。なお、元号は該当番号を□枠に記載してください。

(3) 「個人番号」欄

個人番号を記載してください。

- (4) 「住所」欄
  - 「1月1日現在」欄には、令和8年1月1日現在の住所を記載してください。

なお、令和7年度の特別徴収税額のある方で、令和7年1月1日と令和8年1月1日の住所地が異なる場合は、令和7年1月1日現在の住所地の市町村へは、特別徴収に係る給与所得者異動届出書を、令和8年1月1日現在の住所地の市町村へは、給与支払報告に係る給与所得者異動届出書をそれぞれ提出いただくことになりますので、この場合には、特別徴収に係る給与所得者異動届出書には、令和7年1月1日現在の住所を、給与支払報告に係る給与所得者異動届出書には、令和8年1月1日現在の住所を記載してください。

- 退職に伴う転居により住所が異なる場合は、「異動後」欄に新しい住所を記載してください。
- 住所が団地、アパート等の場合には、棟番号、室番号まで正確に記載してください。

(5) 「(ア)特別徴収税額(年税額)」欄

市町村から通知された年税額を記載してください。

(6) 「(イ)徴収済税額」欄

すでに徴収した月分と税額を記載してください。

(7) 「(ウ)未徴収税額(ア)ー(イ)」 欄

未徴収の月分と税額を記載してください。

(8) 「異動年月日」欄

「異動の事由」が発生した年月日を記載してください。

(9) 「異動の事由」欄

退職、転勤、休職・長欠等の番号を□枠に記載してください。

また、異動の事由が「7. その他」の事由による場合は、下の□枠に理由を記載してください。

#### (10) 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄

異動後の残税額について該当する項目の番号を□枠に記載してください。

※海外事業所への転勤・派遣等により出国される場合や、在留期間の満了等により退職し海外に帰国されるなどの場合は、徴収を予定していた税金の納税に関する事項を処理いただく方(納税管理人)を定め、届出いただく必要があります。届出先など詳しくは、市町村へお問い合わせください。

#### (エ) 1 「特別徴収継続の場合」欄

給与所得者が、転勤等により新しい勤務先で特別徴収を希望する場合、新しい勤務先の所在 地、名称、特別徴収指定番号、担当者及び法人番号をそれぞれ記載してください。

新しい勤務先での特別徴収事務を円滑に行っていただくため、新しい勤務先へ特別徴収される月割額及び開始月をご連絡いただくとともに、新しい勤務先における受給者番号の確認をお願いします。連絡・確認後、「新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。」欄及び「受給者番号」欄に記載してください。

#### (オ) 2 「一括徴収の場合」欄

特別徴収税額のある給与所得者の方が退職された場合において、特別徴収税額のうち残税額については、次により給与又は退職手当等が支払われた際にまとめて特別徴収義務者において 徴収し、納入していただくことになります。

なお、残税額をまとめて徴収していただく場合は、残税額を超える給与又は退職手当等が5月31日(例えば、令和7年度個人住民税等にあっては、令和8年5月31日)までに支払われるときに限ります。

○ 退職の日が6月1日から12月31日までの間(例えば、令和7年度個人住民税等にあっては、 令和7年6月1日から令和7年12月31日までの間)の場合

退職した給与所得者から一括徴収の申出がある場合は、残税額をまとめて徴収してください。

○ 退職の日が翌年1月1日から4月30日までの間(例えば、令和7年度個人住民税等にあっては、令和8年1月1日から令和8年4月30日までの間)の場合

退職した給与所得者本人から一括徴収の申出がない場合であっても、残税額をまとめて徴収してください。

一括徴収する場合は、該当する理由の「1」又は「2」の番号を□枠に記載し、次の所要 事項を記載してください。

#### ○ 「徴収予定額((ウ)と同額)」欄

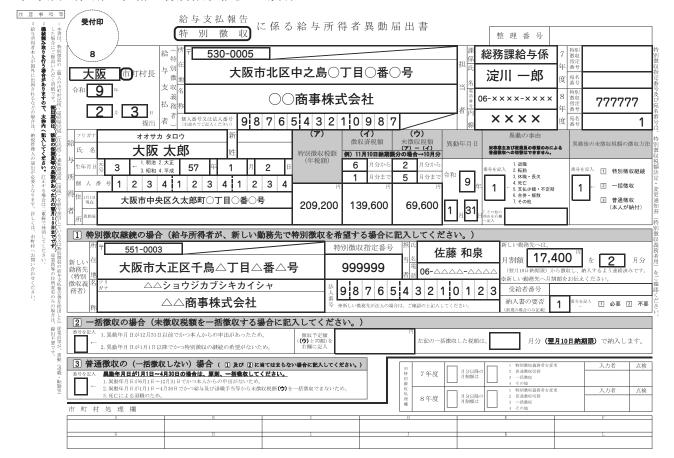
給与の支払を受けないこととなる日又は一括徴収の申出日から5月31日までの間に支払を受けるべき給与又は退職手当等の額のそれぞれから徴収すべきものとして、未徴収税額の全額を記載してください。

そして、一括徴収税額は、徴収した月の翌月の10日までに、他の給与所得者に係る月割額と併せて納入していただきますが、この場合、何月分の月割額と併せて納入していただくかを「左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。」欄に記載してください。

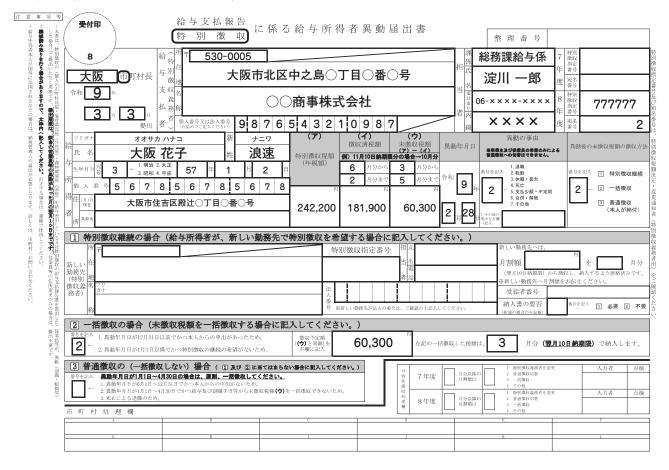
#### (カ) ③「普通徴収の(一括徴収しない)場合」欄

普通徴収の場合は、「1」から「3」の中から該当する理由の番号を□枠に記載してください。

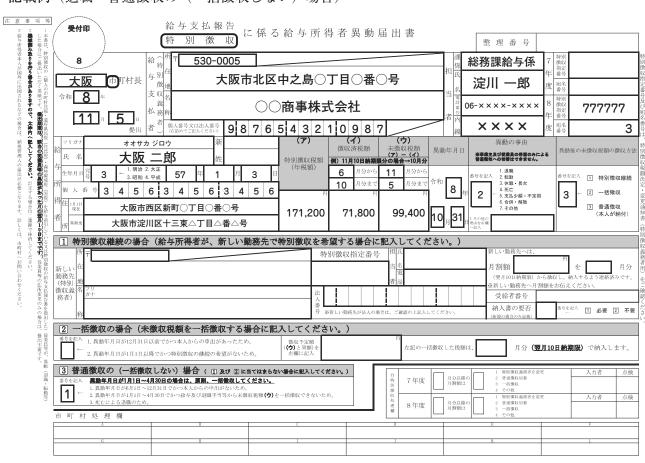
#### 記載例(転勤・転籍 特別徴収継続の場合)



#### 記載例(退職 一括徴収する場合)



#### 記載例(退職 普通徴収の(一括徴収しない)場合)



# 5. 市 町 村 所 在 地 一 覧 表 (府県別·五十音順)

令和7年9月1日現在

					1	令7	和7年9月1日現在
府県	具名	市町村名	市町村コード	所 在 地	担当課	郵便番号	電話番号
		【市】					
滋	オ	大 津 市	252018	大津市御陵町3-1	市民税課	520-8575	(077) 528-2721
		近江八幡市	252042	近江八幡市桜宮町236	税務課	523-8501	(0748) 36-5505
	ク	草 津 市	252069	草津市草津3-13-30	"	525-8588	(077) 563-1234
	コ	甲賀市	252093	甲賀市水口町水口6053	"	528-8502	(0748) 69-2128
		湖南市	252115	湖南市中央1-1	"	520-3288	(0748) 71-2319
	タ	高 島 市	252123	高島市新旭町北畑565	"	520-1592	(0740) 25-8116
	ナ	長 浜 市	252034	長浜市八幡東町632	"	526-8501	(0749) 65-6524
	۲	東近江市	252131	東近江市八日市緑町10-5	市民税課	527-8527	(0748) 24-5604
		彦 根 市	252026	彦根市元町4番2号	税務課	522-8501	(0749) 30-6140
賀	マ	米 原 市	252140	米原市米原1016番地	"	521-8501	(0749) 53-5115
	Ŧ	守 山 市	252077	守山市吉身2-5-22	"	524-8585	(077) 582-1115
	ヤ	野 洲 市	252107	野洲市小篠原2100-1	税務納税課	520-2395	(077) 587-6040
	IJ	栗東市	252085	栗東市安養寺1-13-33	税務課	520-3088	(077) 551-0106
		【町】					
	ア	愛 荘 町	254258	愛知郡愛荘町愛知川72	"	529-1380	(0749) 42-7690
	コ	甲 良 町	254428	犬上郡甲良町在士353-1	"	522-0244	(0749) 38-5064
県	タ	多賀町	254436	犬上郡多賀町多賀324	税務住民課	522-0341	(0749) 48-8113
	١	豊 郷 町	254410	犬上郡豊郷町石畑375	税 務 課	529-1169	(0749) 35-8119
	۲	日 野 町	253839	蒲生郡日野町河原1-1	"	529-1698	(0748) 52-6570
	IJ	竜 王 町	253847	蒲生郡竜王町小口3	"	520-2592	(0748) 58-3750
		【市】					
	ア	綾 部 市	262030	綾部市若竹町8番地の1	税務課	623-8501	(0773) 42-4235
京	ウ	宇 治 市	262048	宇治市宇治琵琶33番地	"	611-8501	(0774) 22-3141
	カ	亀 岡 市	262064	亀岡市安町野々神8番地	"	621-8501	(0771) 25-5012
	+	木津川市	262145	木津川市木津南垣外110番地9	"	619-0286	(0774) 75-1203
		京田辺市	262111	京田辺市田辺80番地	"	610-0393	(0774) 64-1317
都		京丹後市	262129	京丹後市峰山町杉谷889番地	"	627-8567	(0772) 69-0180
		京都市	261009	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 市役所分庁舎B1階	市税事務所 特別徴収担当	604-8571	(075) 222-3658
	シ	城陽市	262072	城陽市寺田東ノ口16番地、17番地	税務課	610-0195	(0774) 56-4021
	ナ	長岡京市	262099	長岡京市開田1丁目1番1号	"	617-8501	(075) 955-9507
府		南 丹 市	262137	南丹市園部町小桜町47番地	"	622-8651	(0771) 68-0004
	フ	福知山市	262013	福知山市字内記13番地の1	"	620-8501	(0773) 24-7024
	マ	舞 鶴 市	262021	舞鶴市字北吸1044番地	"	625-8555	(0773) 66-1026

府県	県 名	市町村名	市町村コード	所 在 地	担当課	郵便番号	電話番号
ミ 宮		宮 津 市	262056	宮津市字柳縄手345番地の1	税務·国保課	626-8501	(0772) 45-1612
	Д	向 日 市	262081	向日市寺戸町中野20番地	税 務 課	617-8665	(075) 874-2243
	ヤ	八幡市	262102	八幡市八幡園内75番地	税務課	614-8501	(075) 983-2164
京		fm- 113			市民税係		
	,	【町・村】	262425	级专型4.7.m.7.c.4.2.1.c.4.2.10.2.11	⊈24   ₹25   ∃111	<10.0202	(0774) 02 (1/2
	1	井手町	263435	級喜郡井手町大字井手小字東高月8番地	税務課	610-0302	(0774) 82-6163
	_	伊根町	264636	与謝郡伊根町字日出651番地	住民生活課	626-0493	(0772) 32-0503
+17	ウ	宇治田原町	263443	級喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1	税住民課	610-0289	(0774) 88-6633
都	オ	大山崎町	263036	乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地	"	618-8501	(075) 956-2101
	カ	笠 置 町	263648	相楽郡笠置町大字笠置小字西通90番地の1	// // // = = m	619-1393	(0743) 95-2302
	+	京丹波町	264075	船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1	税務課	622-0292	(0771) 82-3802
	ク	久御山町	263222	久世郡久御山町島田ミスノ38番地	"	613-8585	(075) 631-9926
府	t.	精華町	263664	相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地	// // // H	619-0285	(0774) 95-1916
	11	南山城村	263672	相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14番地1	税住民福祉課	619-1411	(0743) 93-0103
	∃	与謝野町	264652	与謝郡与謝野町字加悦433番地	住民税務課	629-2498	(0772) 43-9020
	ワ	和 東 町	263656	相楽郡和東町大字釜塚小字生水14番地の2	税住民課	619-1295	(0774) 78-3005
		【市】					
	1	池田市	272043	池田市城南1丁目1番1号	課税課	563-8666	(072) 754-6222
		和泉市	272191	和泉市府中町二丁目7番5号	税 務 室 市民税担当	594-8501	(0725) 41-1551
					III XWIEE		
大		泉大津市	272060	泉大津市東雲町9番12号	税務課	595-8686	(0725) 33-1131
		泉佐野市	272132	泉佐野市市場東1丁目1番1号	"	598-8550	(072) 463-1212
		茨 木 市	272116	茨木市駅前三丁目8番13号	市民税課	567-8505	(072) 620-1614
	オ	大 阪 市	271004	大阪市中央区船場中央1丁目4番3-203号 船場センタービル3号館2階	船場法人市税事務所	541-8551	(06) 4705-2932
				MITAM Cマク・Cル3 G KEZPE			
阪		大阪狭山市	272311	大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1	税務グループ	589-8501	(072) 366-0011
122	カ	貝 塚 市	272086	貝塚市畠中1丁目17番1号	課税課	597-8585	(072) 433-7250
		柏 原 市	272213	柏原市安堂町1番55号	"	582-8555	(072) 972-1501
		交 野 市	272302	交野市私部1丁目1番1号	税 務 室 (市民税係)	576-8501	(072) 892-0121
		門真市	272230	   門真市中町1番1号	課税課	571-8585	(06) 6902-5898
					市民税グループ		
府		河内長野市	272167	河内長野市原町1丁目1番1号	税 務 課	586-8501	(0721) 53-1111
	+	岸和田市	272027	岸和田市岸城町7番1号	市民税課	596-8510	(072) 423-9418
	サ	堺 市	271403	堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1(2階)	"	591-8701	(072) 231-9755
	シ	四條畷市	272299	四條畷市中野本町1番1号	税 務 課	575-8501	(072) 877-2121
	ス	吹田市	272051	吹田市泉町1丁目3番40号	市民税課	564-8550	(06) 6384-1231

府 県	! 名	市町村名	市町村コード	所 在 地	担当課	郵便番号	電 話 番 号
	セ	摂 津 市	272248	摂津市三島1丁目1番1号	市民税課	566-8555	(06) 6383-1111
		泉 南 市 272281		泉南市樽井1丁目1番1号	税務課	590-0592	(072) 483-9031
	タ 大 東 市 27		272183	大東市谷川1丁目1番1号	課税課	574-8555	(072) 870-0418
		高 石 市	272256	高石市加茂4丁目1番1号	税務課	592-8585	(072) 265-1001
		高 槻 市	272078	高槻市桃園町2番1号	市民税課	569-8501	(072) 674-7132
	١	豊中市	272035	豊中市中桜塚3丁目1番1号	"	561-8501	(06) 6858-2133
		富田林市	272141	富田林市常盤町1番1号	課税課	584-8511	(0721) 25-1000
	ネ	寝屋川市	272159	寝屋川市本町1番1号	市民サービス部	572-8555	(072) 824-1181
大					(市民税担当)		
	Л	羽曳野市	272221	羽曳野市誉田4丁目1番1号	税務課	583-8585	(072) 958-1111
		阪 南 市	272329	阪南市尾崎町35番地の1	"	599-0292	(072) 471-5678
	۲	東大阪市	272272	東大阪市荒本北1丁目1番1号	市民税課	577-8521	(06) 4309-3135
		枚 方 市	272108	枚方市大垣内町2丁目1番20号	"	573-8666	(072) 841-1221
	フ	藤井寺市	272264	藤井寺市岡1丁目1番1号	税 務 課	583-8583	(072) 939-1111
阪	マ	松原市	272175	松原市阿保1丁目1番1号	課税課	580-8501	(072) 334-1550
	111	箕 面 市	272205	箕面市西小路4丁目6番1号	税 務 室 市民税担当	562-0003	(072) 724-6710
	Ŧ	守 口 市	272094	守口市京阪本通2丁目5番5号	課税課	570-8666	(06) 6992-1458
	ヤ	八尾市	272124	八尾市本町1丁目1番1号	市民税課	581-0003	(072) 924-3822
		【町・村】					
	カ	河 南 町	273821	南河内郡河南町大字白木1359番地の6	税務課	585-8585	(0721) 93-2500
府	ク	熊 取 町	273619	泉南郡熊取町野田1丁目1番1号	"	590-0495	(072) 452-1005
	シ	島本町	273015	三島郡島本町桜井2丁目1番1号	"	618-8570	(075) 962-5414
	タ	太 子 町	273813	南河内郡太子町大字山田88番地	"	583-8580	(0721) 98-5517
		田尻町	273627	泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1	税務会計課	598-8588	(072) 466-5003
		忠 岡 町	273414	泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号	"	595-0805	(0725) 22-1122
	チ	千早赤阪村	273830	南河内郡千早赤阪村大字水分180番地	税 務 課	585-8501	(0721) 72-0083
	١	豊 能 町	273210	豊能郡豊能町余野414の1	"	563-0292	(072) 739-3417
	)	能勢町	273228	豊能郡能勢町宿野28番地	理財課	563-0392	(072) 734-0153
	11	岬町	273660	泉南郡岬町深日2000番地の1	税務課	599-0392	(072) 492-2752
		【市】					
	ア	相 生 市	282081	相生市旭1丁目1-3	税務課	678-8585	(0791) 23-7128
兵		明 石 市	282031	明石市中崎1丁目5番1号	市民税課	673-8686	(078) 918-5013
庫		赤穂市	282120	赤穂市加里屋81	税務課	678-0292	(0791) 43-6803
県		朝来市	282251	朝来市和田山町東谷213-1	"	669-5292	(079) 672-3301
		芦 屋 市	282065	芦屋市精道町7-6	課税課	659-8501	(0797) 31-2121
		尼崎市	282022	尼崎市東七松町1-23-1	市民税課	660-8501	(06) 6489-6246

府リ	県 名	市町村名	市町村コード	所 在 地	担当課	郵便番号	電話番号
	ア	淡 路 市	282260	淡路市生穂新島8番地	税務課	656-2292	(0799) 64-0001
	1	伊丹市	282073	伊丹市千僧1-1	市民税課	664-8503	(072) 783-1234
	オ	小 野 市	282189	小野市中島町531番地	税 務 課	675-1380	(0794) 63-1000
	カ	加古川市	282103	加古川市加古川町北在家2000番地	市民税課	675-8501	(079) 421-2000
		加東市	282286	加東市社50番地	税 務 課	673-1493	(0795) 42-3301
		加西市	282201	加西市北条町横尾1000番地	"	675-2395	(0790) 42-1110
		川西市	282171	川西市中央町12-1	市民税課	666-8501	(072) 740-1111
	コ	神戸市	281000	神戸市長田区二葉町5丁目1番32号2階	法人税務課 (特別徴収)	653-8770	(078) 647-9401
	サ	三田市	282197	三田市三輪2-1-1	税 務 課	669-1595	(079) 563-1111
	シ	宍 粟 市	282278	宍栗市山崎町中広瀬133番地6	"	671-2593	(0790) 63-3000
兵	ス	洲本市	282057	洲本市本町3-4-10	"	656-8686	(0799) 22-3321
*	タ	高 砂 市	282162	高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号	課 税 課	676-8501	(079) 442-2101
		宝塚市	282146	宝塚市東洋町1-1	市民税課	665-8665	(0797) 71-1141
		たつの市	282294	たつの市龍野町富永1005-1	市税課	679-4192	(0791) 64-3145
		丹 波 市	282235	丹波市氷上町成松字甲賀1	税務課	669-3692	(0795) 82-1001
		丹波篠山市	282219	丹波篠山市北新町41	税務課	669-2397	(079) 552-5306
	١	豊 岡 市	282090	豊岡市中央町2-4	税務課	668-8666	(0796) 21-9045
庫	=	西宮市	282049	西宮市六湛寺町10-3	市民税課	662-8567	(0798) 35-3151
		西脇市	282138	西脇市下戸田128番地の1	税 務 課	677-8511	(0795) 22-3111
	۲	姫 路 市	282014	姫路市安田四丁目1番地	市民税課	670-8501	(079) 221-2261
	11	三 木 市	282154	三木市上の丸町10-30	税務課	673-0492	(0794) 82-2000
		南あわじ市	282243	南あわじ市市善光寺22番地1	"	656-0492	(0799) 43-5213
	ヤ	養父市	282227	養父市八鹿町八鹿1675	"	667-8651	(079) 662-3164
		【町】					
県	1	市川町	284424	神崎郡市川町西川辺165-3	"	679-2392	(0790) 26-1012
		猪名川町	283011	川辺郡猪名川町上野字北畑11-1	"	666-0292	(072) 766-0001
		稲 美 町	283819	加古郡稲美町国岡1丁目1番地	"	675-1115	(079) 492-1212
	カ	香 美 町	285854	美方郡香美町香住区香住870-1	"	669-6592	(0796) 36-1113
		神河町	284467	神崎郡神河町寺前64	"	679-3116	(0790) 34-0961
		上 郡 町	284815	赤穂郡上郡町大持278	"	678-1292	(0791) 52-1113
	サ	佐 用 町	285013	佐用郡佐用町佐用2611-1	"	679-5380	(0790) 82-0662
	シ	新 温 泉 町 285862 美方郡新温泉町浜坂2673-1		美方郡新温泉町浜坂2673-1	"	669-6792	(0796) 82-3113
	タ	太 子 町	284645	揖保郡太子町鵤280番地1	"	671-1592	(079) 277-1014
		多可町	283657	多可郡多可町中区中村町123番地	"	679-1192	(0795) 32-2386
	Л	播磨町	283827	加古郡播磨町東本荘1-5-30	"	675-0182	(079) 435-0355
	フ	福崎町	284432	神崎郡福崎町南田原3116-1	"	679-2280	(0790) 22-0560

府県	県名	市町村名	市町村コード	所 在 地	担当課	郵便番号	電話番号
		【市】					
	1	生 駒 市	292095	生駒市東新町8-38	課税課	630-0288	(0743) 74-1111
	ウ	宇 陀 市	292125	宇陀市榛原下井足17番地の3	税務課	633-0292	(0745) 82-8000
	カ	橿原市	292052	橿原市内膳町1丁目1番60号	市民税課	634-8509	(0744) 47-2634
		香芝市	292109	香芝市本町1397	課税課	639-0292	(0745) 44-3307
		葛 城 市	292117	葛城市柿本166	税務課	639-2195	(0745) 69-3001
	コ	御所市	292087	御所市1-3	"	639-2298	(0745) 62-3001
		五條市	292079	五條市岡口1-3-1	"	637-8501	(0747) 22-4001
	サ	桜 井 市	292061	桜井市大字粟殿432-1	"	633-8585	(0744) 42-9111
	テ	天 理 市	292044	天理市川原城町605	"	632-8555	(0743) 63-1001
	ナ	奈 良 市	292010	奈良市二条大路南1丁目1-1	市民税課	630-8580	(0742) 34-1111
奈	ヤ	大和郡山市	292036	大和郡山市北郡山町248-4	税務課	639-1198	(0743) 53-1151
		大和高田市	292028	大和高田市大字大中98番地4	税 務 課市民税係	635-8511	(0745) 22-1101
		【町・村】					
	ア	明日香村	294021	高市郡明日香村大字橋21番地	くらし窓口課	634-0142	(0744) 54-2282
		安 堵 町	293458	生駒郡安堵町大字東安堵958	税務課	639-1095	(0743) 57-1511
	1	斑 鳩 町	293440	生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7-12	"	636-0198	(0745) 74-1001
良	オ	王 寺 町	294250	北葛城郡王寺町王寺2丁目1-23	"	636-8511	(0745) 73-2001
		大 淀 町	294420	吉野郡大淀町大字桧垣本2090	"	638-8501	(0747) 52-5501
	カ	上北山村	294519	吉野郡上北山村大字河合330番地	住民課	639-3701	(07468) 3-0223
		河合町	294276	北葛城郡河合町池部1丁目1-1	税務課	636-8501	(0745) 57-0200
		川上村	294527	吉野郡川上村大字迫1335-7	総務税務課	639-3594	(0746) 52-0111
		川西町	293610	磯城郡川西町大字結崎28-1	税務課	636-0202	(0745) 44-2211
		上 牧 町	294241	北葛城郡上牧町大字上牧3350番地	"	639-0293	(0745) 76-2509
県	ク	黒 滝 村	294446	吉野郡黒滝村大字寺戸77	住民生活課	638-0292	(0747) 62-2031
	コ	広 陵 町	294268	北葛城郡広陵町大字南郷583-1	税務課	635-8515	(0745) 55-1001
	サ	三 郷 町	293431	生駒郡三郷町勢野西1丁目1-1	"	636-8535	(0745) 43-7314
	シ	下 市 町	294438	吉野郡下市町大字下市1960	"	638-8510	(0747) 52-0001
		下北山村	294501	吉野郡下北山村大字寺垣内983	住民課	639-3803	(07468) 6-0001
	ソ	曽 爾 村	293857	宇陀郡曽爾村大字今井495-1	住民生活課	633-1212	(0745) 94-2102
	タ	高 取 町	294012	高市郡高取町大字観覚寺990-1	税務課	635-0154	(0744) 52-3334
		田原本町	293636	磯城郡田原本町890-1	"	636-0392	(0744) 32-2901
	テ	天 川 村	294462	吉野郡天川村沢谷60	住民課	638-0392	(0747) 63-0321
	٢	十津川村	294497	吉野郡十津川村大字小原225-1	財政課	637-1333	(0746) 62-0903
	)	野迫川村	294471	吉野郡野迫川村大字北股84	住民課	648-0392	(0747) 37-2101
	٤	東吉野村	294535	吉野郡東吉野村大字小川99	税務保険課	633-2492	(0746) 42-0441

			市町村				
府県	名	市町村名	コード	所 在 地	担当課	郵便番号	電話番号
	^	平 群 町	293423	生駒郡平群町吉新1丁目1-1	税務課	636-8585	(0745) 45-1001
奈	11	御杖村	293865	宇陀郡御杖村大字菅野368	住民生活課	633-1302	(0745) 95-2001
良		三 宅 町	293628	磯城郡三宅町大字伴堂689	税務課	636-0213	(0745) 44-3072
県	ヤ	山 添 村	293229	山辺郡山添村大字大西151	税務会計課	630-2344	(0743) 85-0043
	∃	吉 野 町	294411	吉野郡吉野町大字上市80-1	町民税務課	639-3192	(0746) 32-3081
		【市】					
	ア	有 田 市	302040	有田市箕島50	税務課	649-0392	(0737) 22-3576
	1	岩 出 市	302091	岩出市西野209	"	649-6292	(0736) 62-2141
	カ	海 南 市	302023	海南市南赤坂11番地	"	642-8501	(073) 483-8416
	+	紀の川市	302082	紀の川市西大井338	"	649-6492	(0736) 77-2511
	コ	御坊市	302058	御坊市薗350番地2	"	644-8686	(0738) 23-5504
	シ	新宮市	302074	新宮市春日1番1号	"	647-8555	(0735) 23-3333
	タ	田 辺 市	302066	田辺市東山1丁目5番1号	"	646-8545	(0739) 26-9920
	И	橋 本 市	302031	橋本市東家1丁目1番1号	"	648-8585	(0736) 33-6212
	ワ	和歌山市	302015	和歌山市七番丁23番地	市民税課	640-8511	(073) 435-1036
和		【町・村】					
	ア	有田川町	303666	有田郡有田川町大字下津野2018番地4	税務課	643-0021	(0737) 52-2111
	1	印 南 町	303909	日高郡印南町大字印南2570番地	"	649-1534	(0738) 42-1731
可占	カ	かつらぎ町	303411	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160	"	649-7192	(0736) 22-0300
歌		上富田町	304042	西牟婁郡上富田町朝来763	"	649-2192	(0739) 34-2371
	+	北 山 村	304271	東牟婁郡北山村大沼42	総務課	647-1603	(0735) 49-2331
		紀美野町	303046	海草郡紀美野町動木287	税 務 課	640-1192	(073) 489-5905
山	ク	串 本 町	304280	東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5	"	649-3592	(0735) 62-0586
"		九度山町	303437	伊都郡九度山町九度山1190	"	648-0198	(0736) 54-2019
	コ	高 野 町	303445	伊都郡高野町大字高野山636番地	税務会計課	648-0281	(0736) 56-3000
		古座川町	304247	東牟婁郡古座川町高池673番の2	住民生活課	649-4104	(0735) 72-0180
県	シ	白 浜 町	304018	西牟婁郡白浜町1600	税務課	649-2211	(0739) 43-5555
	ス	すさみ町	304069	西牟婁郡すさみ町周参見4089	"	649-2621	(0739) 55-4800
	タ	太 地 町	304221	東牟婁郡太地町太地3767の1	総務課	649-5171	(0735) 59-2335
	ナ	那智勝浦町	304212	東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1	税務課	649-5392	(0735) 52-1094
	۲	日 高 町	303828	日高郡日高町高家626	"	649-1213	(0738) 63-3802
		日高川町	303925	日高郡日高川町大字土生160番地	"	649-1324	(0738) 22-1701
		広川 町	303623	有田郡広川町広1500	"	643-0071	(0737) 63-1122
	"	みなべ町	303917	日高郡みなべ町芝742	"	645-0002	(0739) 72-2015
		美 浜 町	303810	日高郡美浜町大字和田1138番地の278	"	644-0044	(0738) 23-4903
	ュ	湯 浅 町	303615	有田郡湯浅町青木668番地1	住民生活課	643-0002	(0737) 64-1106
		由良町	303836	日高郡由良町里1220の1	税務課	649-1111	(0738) 65-1802

# 個人住民税の主な改正について (令和8年度以降適用)

(1) 給与所得控除

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

(2) 特定親族特別控除

所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額が控除されます。

特定親族の合計所得金額	所得控除の額		区分欄記載数字	
付足税法の自己が待立領	住民税	所得税	居住者	非居住者
58万円超85万円以下		63万円	10	11
85万円超90万円以下	45万円	61万円	20	21
90万円超95万円以下		51万円	30	31
95万円超100万円以下	41万円		40	41
100万円超105万円以下	317	31万円		51
105万円超110万円以下	217	21万円		61
110万円超115万円以下	11万円		70	71
115万円超120万円以下	6万円		80	81
120万円超123万円以下	37	5円	90	91

- (3) 上記の見直しに伴う所要の措置
  - ① 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件が58万円以下(現行:48万円以下) に引き上げられます。
  - ② ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下(現行:48 万円以下)に引き上げられます。
  - ③ 勤労学生の前年の合計所得金額要件が85万円以下(現行:75万円以下)に引き上げられます。

# 個人住民税等の特別徴収について

給与支払者(事業主等)の皆さまには、従業員等の個人住民税等の特別徴収(給与からの差引き)の徹底にご協力をいただいています。令和8年度の給与支払報告書の作成及び提出においても、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

なお、特別徴収できない理由に当てはまる従業員等は、普通徴収(個人で納付)とすることができます。普通徴収を選択する場合は、普通徴収への切替理由書や給与支払報告書に特別徴収できない理由等を明記して提出する必要があります。詳しくは、各市町村のホームページ等をご確認ください。

**原則** 特別徴収

右の例にある特別徴収できない理由に当てはまる場合のみ普通徴収とすることができます。

給与支払者や従業員等の 意思により普通徴収とする ことはできませんので、ご 注意ください。 例① 退職者(給与支払報告書の提出前の退職)及び退職予定者(同書の提出後に退職予定)の場合

例② 給与等から差引きできない(差引額が給与等支給額を上回る)場合

例③ 毎月の差引きができない(給与等の支給が不定期等)場合

例④ 乙欄対象者の場合

通

徴

※ 市町村ごとに異なる場合がありますので、詳細は別途各市町村のホームページ等をご確認ください。

特別徴収とは、給与支払者(事業主等)が、従業員等の個人住民税等を給与から差し引いて、市町村ごとに納入していただく制度です。

●詳しくは、各市町村へお問い合わせください。